

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月29日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしましたが、当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 6 国名：エクアドル 担当：地球環境部  
案件名：津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（地震津波観測システム）

1 今回契約予定のコンサルタント  
地震津波観測システム 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月下旬から2013年9月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M / M  
地震津波観測システム 4 3 6 5 1 . 6 5  
（国内： 0 . 4 5 M / M、現地： 1 . 2 0 M / M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：6月12日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	3
イ 業務方法の整合性、現実性等	6
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	1
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：地震津波観測システム	
(ア) 類似業務の経験	45
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	9
(ウ) 語学力	18
(エ) その他 学位、資格等	18
	(計100点)

5 記載時留意事項  
語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)  
対象国/地域：エクアドル/全途上国  
類似業務：地震津波観測システムに係る各種業務

6 条件  
補強認めない。  
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

エクアドル国は環太平洋地震帯に位置する地震・津波多発国であり、1906年及び1979年にコロンビア国境付近で発生した津波では多くの被害が発生している(1906年には死者約30名。1979年には被災者約1000名。)。太平洋プレートとナスカプレートで形成される海溝型の地震では、地震発生から津波到達まで数十分で避難が必要とされており、近い将来起こり得る津波への対応として地震観測・津波解析技術による監視能力の向上が必要とされている。

エクアドル国で発生する津波のパターンには、南米大陸沖合の海溝型地震による津波(近地津波)、日本等の環太平洋対岸で発生した地震による津波(遠地津波)、がある。近地津波は地震発生から数十分で津波が沿岸部に到達するため、住民への迅速な避難の呼びかけが必要とされる。しかしながら、現在の津波警報は、地震解析技術が不十分なため近地津波の判定ができず、沿岸部住民の迅速な避難に支障を来している。代替措置として、Mw7程度以上の地震が発生した場合には即座に警報を発信しているが、第2波・3波の判断、警報の解除、揺れを伴わない津波(「津波地震」)。代表的な事例である明治三陸地震では、地震動は小さかったが発生した津波が大きく、地震発生直後の避難が難しかったために死者2万人以上の大規模な被害となった。)への新たな対応が必要とされている。また、遠地津波の場合は、太平洋津波警報センター(PTWC: Pacific Tsunami Warning Center)からの警報情報を利用して、適切な警報情報の発出には、結果に大きな要因を及ぼす海底地形データの反映を含め、自国内の地震・津波モニタリング・解析が必要不可欠である。

これを受け、エクアドル国政府は、憲法において防災を国家の役割と位置付け2009年に国家危機管理庁(SNGR)を設置した(2009年以前は国家市民防衛局)。SNGRの任務は、自然・人的災害に対するリスク軽減、危機管理のための組織的・社会的な能力向上、被災住民のニーズに対応した活動の促進、等であり、同庁長官は大臣級の権限を持つため、関係機関を統括していくことが期待されている。なお、同庁は危機管理対応、危機管理社会構築、危機管理技術管理、の機能を有し、2009年以降必要な役割・技術を改善・構築しているところ、地球物理学研究所(IG)、海洋学研究所(INOCAR)等の関連組織と有機的な連携体制が進められる必要がある。

地震動モニタリングは、地球物理学研究所(IG)が2003年の大統領令により地震・火山のモニタリングに関して政

府の委任を受け、SNGRの設立に伴いSNGRの傘下となった。2004年～2009年に実施した技術協力プロジェクト「火山監視能力強化プロジェクト」では、実施機関としてオーナーシップを発揮し技術向上に取り組んだ。エクアドル国政府は2010年チリ地震津波を受けて津波対策を重要課題と位置付けており、地震計ネットワークを増設している（約200カ所の地震動観測ネットワークは南米で最も密度が高い）。地震モニタリングは、現在24時間体制（緊急時は増員）で実施されており、更なる強化のために10名程度の職員雇用を検討している（企画庁の承認済み）。現在のソフトウェア、観測データ処理システムでは、津波の判定に必要な地震パラメーターの迅速な取得ができないため、システムの更新及び技術移転が必要とされている。

津波の判定（潮位変動モニタリング）は、海洋学研究所（INOCAR）の津波警報センター（グアヤキル本局及びガラパゴス研究所）が、IG及び諸外国の地震情報を基に津波シミュレーションを実施し、津波の到達時間・規模を予測し、住民への警報発令を実施するSNGRへ通報している。また、INOCARは潮位計及び沖合波浪計を所有し、海面変動から津波のモニタリングを実施している。警報発令のための津波予測の向上には、IGが地震パラメーター解析に関する能力を習得する必要がある。また、INOCARの津波シミュレーション技術の向上はソフトウェア操作に関する研修等に対応してきたため、現業で津波解析・判定に必要な技術能力の習得が必要とされている。

本調査は、エクアドル国政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、総括の指示の下、技術協力プロジェクトの枠組み及び手続を十分に把握の上、他の団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る具体的な協力案件の検討のために必要な以下の現状調査および課題分析を行うものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [ 地震津波観測システム ]

#### (1) 国内準備期間（2013年6月下旬～8月上旬）

ア 要請背景・内容の把握する（要請書、事前収集資料、関連報告書、ウェブ情報等の情報収集・分析）。

イ 担当分野に係る調査計画・方針案を作成し、JICA地球環境部に提出する。

ウ 担当分野に係る現地調査で収集すべき情報、質問票（案）（英文）を検討し、調査項目を整理する。

エ 担当分野に係る対処方針（案）（和文）、PDM（案）、M/M（案）、R/D（案）（英文）を検討し、調査項目を整理する。

オ 調査団打合せ、勉強会及び対処方針会議等に参加する。

#### (2) 現地派遣期間（2013年8月上旬～9月上旬）

ア エクアドル国政府および関係機関との協議および現地調査に参加する。

イ エクアドル国の地震・津波防災に関する関連計画、基本統計情報、既存資料、関連法令情報等を収集する。

ウ エクアドル国の地震津波観測システム及び警戒情報の発信に関する情報を収集し、課題を整理・分析する。

エ 津波防災行政に係る現状を把握し、資料/情報を収集する。

(ア) エクアドル国における災害履歴及び自然・社会環境の状況の情報収集および課題の整理と分析

(イ) エクアドル国政府による防災体制構築に係る関連計画、基本統計情報、既存資料、関連法令情報、行政体制、自治体と中央政府との関係等の収集、および課題の整理と分析

(ウ) エクアドル国における各セクターの防災への具体的な取り組み・計画の状況・ニーズの確認及び課題の整理と分析

(エ) エクアドル国防災行政機関（国家危機管理庁、国立工科大学地球物理学研究所、海洋学研究所）の現状、活動状況、キャパシティ

(オ) エクアドル国の大学・研究機関における地震学、津波工学の研究活動の状況

(カ) エクアドル国が利用する又は利用すべき諸外国の地震・津波情報（米国地質調査所、太平洋津波警報センター等）の状況

オ エクアドル国における災害リスク評価の基礎データとなる地形データ（陸上、海底）の有無及び入手方法（国内の測量技術レベルを含む）を確認する。

カ JICAの既存案件、エクアドル国内でのヒアリング、及びウェブサイトからの情報収集により、南米周辺国（チリ、ペルー、コロンビア）の地震・津波観測ネットワークの状況を整理する。

キ 地震津波観測システムのアップグレード及び能力開発に係る技術協力（案）の作成を支援する。

ク 関連案件、他ドナー（UNESCO、OXFAM等）、NGOの活動状況等を把握する。

ケ 関係機関との合意形成およびM/M（案）作成に協力する。

コ 現地踏査（キト・グアヤキルの関係機関、ガラパゴス海洋観測所等）に参加する。

サ 会議・ヒアリングにおける議事録を作成する。

シ 担当分野に係る現地調査結果のJICAエクアドル支所に報告する。

#### (3) 帰国後整理期間（2013年9月上旬～9月下旬）

ア 担当分野に関する収集資料を整理・分析する。（収集資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめ等）

イ 担当分野に関する報告書（案）（和文）を作成し、全体取りまとめに協力する。

ウ 担当分野の観点から事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

エ 帰国報告会に出席する。（担当分野に係る調査結果の報告、必要な調査結果報告資料の作成）

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)調査報告書（案）（担当分野）とする。

(1) 業務計画書

契約書約款第2条及び附属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。

和文2部（JICA地球環境部、JICAエクアドル支所）

(2) 調査報告書（案）（担当分野）

和文2部（JICA地球環境部、JICAエクアドル支所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含めず、JICAより別途支給します。（見積書の旅費欄には0円と記載下さい。）

(2) プロポーザル提案事項

特になし

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA地球環境部防災第二課（03-5226-9572）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア エクアドル国では公用語がスペイン語であるため、現地にて日本語・スペイン語の通訳をJICAが備上する。

イ コンサルタント団員は、JICA団員と同時に本邦を出発し、JICA団員帰国後に約3週間の補足調査を実施する予定。

ウ 現地調査では、国内移動を多数予定しているためエクアドル支所が航空券を手配する。

エ 現地調査は8月4日～9月8日を予定している。

オ 団員構成は、以下の通り。

(ア) 総括/効果発現促進（JICA）2週間

(イ) 協力企画/事前評価（JICA）2週間

(ウ) 津波警報システム（JICA）1週間

(エ) 地震学（JICA）2週間

(オ) 津波工学、津波防災（JICA）1週間

(カ) 地震津波観測システム（コンサルタント）5週間

(キ) 通訳（日・スペイン語）（JICA）5週間